

久喜市日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する告示

久喜市日中一時支援事業実施要綱（平成22年久喜市告示第93号）の一部を次のように改正する。

第9条中「該当する者」の次に「（法第19条第3項の規定により市が支給決定を行わないものを除く。）」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。